

公 告

日光砂防事務所の災害時等応急対策業務（測量、地質調査、観測・監視・解析・応急対策検討・設計、調査・点検、用地測量・調査等）に関する協定の締結について

次のとおり公告します。

令和8年4月24日

国土交通省関東地方整備局
日光砂防事務所長 竹歳 健治

1. 協定の概要等

(1) 協定の目的

本協定は、大規模な災害が発生し、又は発生が予測され、日光砂防事務所が災害対応を行う場合に必要となる、「災害時等応急対策業務(測量、地質調査、観測・監視・解析・応急対策検討・設計、調査・点検、用地測量・調査等)（以下、「業務」という。）」に関し、協力を求めるときの手続きについて定め、もって、災害の拡大防止と被害の早期復旧に期することを目的とする。

(2) 業務の実施区域

日光砂防事務所管内を原則とする。（別紙－1）

ただし、日光砂防事務所管外において、大規模災害時に日光砂防事務所が対応する区域が生じた場合は、その区域を含むこととする。

(3) 協定期間 令和8年6月22日（予定）～令和11年6月21日

(4) 協定書（案） 別紙－2のとおり

(5) 協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、本協定に基づき、速やかに業務請負（委託）契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

なお、本協定を締結した場合でも、本協定で想定している災害等が発生しなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 協定の締結区分

下記区分毎に公募するが、各区分を重複しての申請も可とする。また、業務実施内容は、本協定締結業者が施行可能な範囲とする。

区分	業務内容	協定締結者予定数
区分(1)	<u>測量〈地上〉関係</u> 基準点測量、地形測量（UAV・空中写真測量、航空レーザ測量を除く）、三次元点群測量（UAV・空中写真点群測量を除く）、応用測量（用地測量を除く）等	10社程度
区分(2)	<u>測量〈空中写真・航空レーザ〉関係</u> UAV・空中写真・航空レーザ等測量、画像収集（UAV等による動画撮影、空中写真もしくは航空レーザ測量に伴う写真撮影）、人工衛星による観測（光学・合成開口レーダ）、画像加工及び解析等	5社程度
区分(3)	<u>地質調査関係</u>	10社程度

	機械ボーリング、標準貫入試験、総合解析等	
区分(4)	観測・監視・解析・応急対策検討・設計関係 土砂災害防止に関する応急対策検討・設計、土石流及び融雪泥流等の氾濫シミュレーション、土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・観測・解析、土石流・河道閉塞・融雪泥流の監視、警戒避難支援計画検討等	10社程度
区分(5)	調査・点検関係 土砂災害発生箇所被害状況調査、砂防施設等の点検等	10社程度
区分(6)	用地測量・調査関係 用地測量、建物等の調査、国有林野の所管換協議書及び用地買収・砂防指定地申請書に関する資料の作成等	10社程度

3. 資格要件

(1) 基本的要件

- 1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 上記2. の区分(1)、(2)については測量業務、上記2. の区分(3)については地質調査業務、上記2. の区分(4)については土木関係建設コンサルタント業務、上記2. の区分(5)については測量又は土木関係建設コンサルタント業務、上記2. の区分(6)については補償コンサルタント業務による関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
なお、上記2. の区分(6)については、上記の令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の認定に加えて「補償コンサルタント登録規定」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条第1項別表の土地調査部門及び物件部門の登録を受けていること。
- 3) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記3.（1）2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 6) 設計共同体については、本協定の対象としない。

(2) 協定参加資格確認申請書の提出者に対する要件

1) 業務実績

平成28年度以降公告日までに完了した次に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

業務：国、都道府県が発注した砂防事業関連業務のうち、上記2. の区分毎に次の区分(1)～(6)に示した業務

区分(1) : ①基準点測量、地形測量（UAV・空中写真測量、航空レーザ測量を除く）、三次元点群測量（UAV・空中写真点群測量を除く）のいずれかに関する業務

区分(2) : ①UAV写真測量、空中写真測量または航空レーザ測量
②画像収集（UAV等による動画撮影、空中写真もしくは航空レーザ測量に伴う写真撮影）
③人工衛星による観測（光学または合成開口レーダ）
④画像加工及び解析
上記のいずれかに関する業務

区分(3) : 機械ボーリングを含む地質調査に関する業務

区分(4) : ①土砂災害防止に関する応急対策検討・設計
②土石流または融雪泥流の氾濫シミュレーション
③土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・観測・解析
④土石流、河道閉塞または融雪泥流の監視
⑤警戒避難支援計画検討
上記のいずれかに関する業務

区分(5) : ①土砂災害発生箇所の被害状況調査
②砂防施設の点検
上記のいずれかに関する業務

区分(6) : ①物件調査に伴う用地測量に関する業務

但し、以下の業務は実績として認められない。

a) 業務実績として確認できない業務

・一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム」（以下「テクリス」という。）に登録されているが、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容で実績として確認できない業務。

・4.（4）2）②により、業務実績を証明するために添付した書類において実績として確認できない業務。

b) 再委託による業務

c) 国土交通省発注業務のうち国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務
但し、国土交通省大臣官房技術調査課、都市局、水管理・国土保全局又は道路局発注業務でテクリスに登録されている業務若しくは土木関係建設コンサルタント業務と同等と認められる業務は除く。

d) 地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務
なお、関東地方整備局発注業務において以下の場合には業務成績が65点未満の業務とする。

・平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務

・平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円未満の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務

・平成25年10月1日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,

000万円未満の業務のうち、その落札価格が品質確保基準価格を下回る価格で契約を行った業務

但し、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け国官技第360号）、及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成30年1月4日付け国官技第187号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

2) 地理的条件

上記2. の区分(1)、(6)については、本店、支店又は営業所が栃木県内に所在すること。

上記2. の区分(2)~(5)については、本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。

なお、本店、支店又は営業所については、認定を受けている一般競争（指名競争）参加資格の別により以下の通りとする。

① 測量（上記2. の区分(1)、(2)、(5)が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量）の申請書「様式①-1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量）の申請書「様式③（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記載された支店等営業所のうち、測量法に基づく測量業者登録申請書に記載してある営業所をいう。

②地質調査（上記2. の区分(3)）、土木関係建設コンサルタント（上記2. の区分(4)、(5)が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式①-1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式③（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記載された支店等営業所のうち、地質調査業者登録をしている者については、地質調査業者現況報告書に記載している営業所、それ以外の者については、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に1名以上駐在）している支店等営業所をいう。

② 補償関係コンサルタント（上記2. の区分(6)が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の申請書「様式①-1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量・建設コンサルタント等）の申請書「様式③（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記載された支店等営業所のうち、補償業務に関する実務経験を1年以上有していると認められる者が常駐（常に1名以上常駐）している支店等営業所をいう。

(3) 配置予定担当技術者に対する要件及び評価

本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

1) 恒常的雇用関係 (要件)

協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めない。

2) 技術者資格 (要件)

以下のいずれかの資格を保有すること。

区分(1)、(2)について

①測量士

区分(3)について

①技術士 (総合技術監理部門：選択科目を「建設一土質及び基礎」、又は「応用理学一地質」)
--

②技術士 (建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」)
--

③国土交通省登録技術者資格 (施設分野：地質・土質、業務：調査)

④土木学会認定土木技術者 (特別上級、上級、1級：資格分野を「地盤・基礎」) (上記③国土交通省登録技術者を除く)
--

区分(4)について

①技術士 (総合技術監理部門：建設部門関連項目)

②技術士 (建設部門)

③博士 (専門分野：砂防に関する研究)

④国土交通省登録技術者資格 (施設分野：砂防、業務：計画・調査・設計)

⑤土木学会認定技術者 (特別上級、上級、1級)

区分(5)について

①技術士 (総合技術監理部門：建設部門関連項目)

②技術士 (建設部門)

③国土交通省登録技術者資格

施設分野：砂防設備	業務：点検・診断
-----------	----------

施設分野：地すべり防止施設	業務：点検・診断
---------------	----------

施設分野：急傾斜地崩壊防止施設	業務：点検・診断
-----------------	----------

④土木学会認定技術者 (特別上級、上級、1級)

区分(6)について

①「土地調査部門」に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者 (補償業務管理者)

②「土地調査部門」の補償業務管理士

③「土地調査部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者

④行政機関の職員等において、補償業務全般に関する指導監督の実務の経験3

年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者

3) 業務経験 (要件)

平成28年度以降公告日までに完了した上記(2)1)に示す業務において、1件以上の経験を有すること。

※記載は区分毎に最大5名(1名1件)までとする。

※評価点数は、個々の実績評価点数(最大10点)×件数(最大5名×1件=5件)として計算する。(最大50点)

4) 地域精通度 (加点評価)

上記3)区分(1)、(6)において、

① 日光砂防事務所管内における実績

② 関東地方整備局管内(上記①を除く)における実績

については、地域精通度を評価する。

※評価点数は、個々の実績評価点数(最大10点)×件数(最大5名×1件=5件)として計算する。(最大50点)

※区分(2)~(5)では、地域精通度は評価しない。

5) 専門技術力 (加点評価)

上記3)区分(2)~(5)において、配置予定担当技術者が国土交通省及び内閣府沖縄総合開発局建設部の発注業務(農業、漁港、港湾空港関係を除く)で、令和3年度から令和6年度末までに完了した業務のうち、

① 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある

② 関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある

ものについては、専門技術力を評価する。

※評価点数は、個々の実績評価点数(最大10点)×件数(最大5名×1件=5件)として計算する。(最大50点)

※区分(1)、(6)では、専門技術力は評価しない。

4. 協定参加資格確認申請書の提出等

(1) 本協定締結申請者は、3.に掲げる資格要件等を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出し、日光砂防事務所長から申請資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加することができない。

(2) 提出書類

1) 協定参加資格確認申請書 様式-1~5

2) 上記の内容を証明する添付書類 4.(4)2)参照

(3) 申請書類の交付

申請書類の交付期間は令和8年4月24日(金)から令和8年5月25日(月)までとし、申請書類は下記の日光砂防事務所公式ウェブサイトからダウンロードすること。

日光砂防事務所公式ウェブサイト URL : <https://www.ktr.mlit.go.jp/nikko/>

やむを得ない事由により、上記の交付方法で申請書類を入手することができない者は、

4. (5) 3) に問い合わせること。

(4) 申請書類の作成

申請書類は次に従い提出するものとする。

1) 作成方法

①配布された様式(様式-1~様式-5)を基に作成を行うものとし、文字サイズは10ポイント以上とする。

②電子データで提出する場合

a) ファイル形式は、Microsoft 365に対応した形式及びAdobe Reader PDFファイル形式(契約書の写し、TECRISの写し、特記仕様書、業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写し、保有資格を証明する書類等スキャンによる電子化が必要となるもの)に限る。また、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

b) 申請書類は、全てを一つのファイル(ファイル容量5MB以内)にまとめて(2つ以上のファイルは認めない。)電子メールで提出すること。但し、圧縮することにより5MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して電子メールで提出することを認める(提出期限内に着信確認をすること)。

c) ファイル容量5MBを超える場合は申請書類を持参又は郵送により提出期限までに提出すること。

d) 提出方法は4.(5)を参照。

③協定参加資格確認申請書の押印は、持参・郵送による提出であれば押印したものを提出し、電子メールの場合には押印した申請書表紙をPDFで送付すること。

④提出された申請書の印刷は白黒で行う。

2) 添付資料

添付資料は下記の通りとし、必要な添付資料がない場合は欠格又は加点しない。

①地理的条件(必要に応じて)

様式-3の業務拠点(地理的条件)に関して、「支店又は営業所」を記載した場合、以下の資料を添付すること。

a) 測量の場合(上記2.の区分(1)、(2)、(5)が対象)

・測量法に基づく測量業者としての登録通知(地方整備局長の印があるもの)の写し。(詳細は別添による。)

・測量業者登録申請書の写し(第一面、別表第十一(第十二条関係)別紙、添付書類(ト)誓約書の部分)(最新のもの)。(詳細は別添による。)

なお、別表第十一(第十二条関係)別紙、添付書類(ト)誓約書の部分に支店・営業所の所在地及び技術者の登録が記載されていない場合は、測量業者登録申請時に提出した付属資料を添付すること。

b) 地質調査業務の場合(上記2.の区分(3)が対象)

地質業者登録をしている者は、以下の資料。(詳細は別添による。)

・地質業者登録規程による地質調査業者現況報告書の表紙(様式第18号イ。受付印のあるもの)。

・支店営業所の記載がある部分(様式第18号ホ)の写し(最新のもの)。地質業者登録をしていない者は、以下の資料。

・「支店、営業所」に常駐(常に1名以上在駐)している技術者の経歴書(複数可)。

・経歴書を添付した技術者が、当該「支店、営業所」に駐在していることを証明する書類(営業所の組織体制表(職責、氏名が確認できること)に契約者の確認印を押印したもの)。

c) 土木関係建設コンサルタントの場合(上記2. の区分(4)、(5)が対象)

・「支店、営業所」に常駐(常に1名以上在駐)している技術者の経歴書(複数可)。

・経歴書を添付した技術者が、当該「支店、営業所」に駐在していることを証明する書類(営業所の組織体制表(職責、氏名が確認できること)に契約者の確認印を押印したもの)。

d) 補償コンサルタントの場合(上記2. の区分(6)が対象)

・「支店又は営業所」を記載した場合は、「支店又は営業所」に常駐(常に1名以上在駐)している補償業務に関する実務経験を1年以上有する技術者の経歴書(複数可)を添付すること。

・経歴書を添付した技術者が当該「支店又は営業所」に駐在していることを証する書類(営業所の組織体制表(職責、氏名が確認できること)に参加者の確認印を押印したもの)を添付すること。

②業務実績(必要に応じて)

様式一2及び様式一4の業務実績に関して必要に応じて以下の資料を添付すること。

a) テクリスに登録されており、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容において、実績として確認できる場合は、資料を添付する必要はない。

b) テクリスに登録されている内容だけでは、実績として確認できない場合には、発注者が作成した仕様書等の該当部分の写しを添付すること。

c) テクリスに登録されていない場合は、その業務を担当したこと及び業務内容が実績にあたることを確認できる書類(契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し)を添付すること。

③技術者資格(必須)

a) 様式一4における配置予定担当技術者の保有資格を証明する資格者証等の写しを添付すること。

b) 上記3. (3) 2) 区分(6)の③、④は実務経験を証明する資料を添付すること。

・③の証明する資料とは、実務経験の累計年数分の経歴(業務名、発注機関、職務上の立場、履行期間)を記載し、相違ないことの証明として、本人の

氏名及び押印並びに申請者の代表者役職・氏名及び押印したものとする。
なお、実務の経験は「補償コンサルタント登録規定の施行及び運用について」の記2.（3）の規定による経験とする。

- ・④の証明する資料とは、所属していた行政機関名、役職、業務内容を累計年数分記載し、相違ないことの証明として、本人の氏名及び押印並びに申請者の代表者役職・氏名及び押印したものとする。なお、実務の経験は「補償コンサルタント登録規定の施行及び運用について」の記2.（5）の規定による経験とする。

④恒常的雇用関係（必須）

様式－5において配置予定担当技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係を明確に判断出来る資料（市区町村が作成する住民税特別徴収税額の通知書（変更通知書も可）の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料）を添付すること。社員証は認めない。

⑤地域精通度（上記2. 区分(1)、(6)が対象。必要に応じて。）

様式－4における配置予定担当技術者の地域精通度を証明する以下の資料を添付すること。

- a) テクリス又は②の添付書類から業務実績の履行箇所が確認できる場合は資料を添付する必要はない。
- b) テクリス又は②の添付書類では確認できない場合には、仕様書等の該当部分の写しを添付すること。

⑥専門技術力（上記2. 区分(2)～区分(5)が対象。必要に応じて。）

様式－4における配置予定担当技術者の専門技術力を証明する以下の資料を添付すること。

- a) 優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰の実績が関東地方整備局発注業務以外の場合は、表彰状等の写しを添付すること。

(5) 申請書類の提出方法

1) 提出方法

持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）または電子メール（着信の確認をすること。）のいずれかによるものとする。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

2) 提出期間

令和8年4月24日（金）から令和8年5月25日（月）（郵送の場合は必着）までとし、持参する場合は土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時00分から17時00分までとする。

3) 提出場所

〒321-1414 栃木県日光市萩垣面2390

国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所 総務課

TEL 0288-54-1191 内線402

電子メール ktr-nikkokeiyaku@gxb.mlit.go.jp

(6) その他

- 1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 日光砂防事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された申請書は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。

①提出方法

質問を書面（様式自由）にとりまとめ、以下のいずれかで提出する。

- ・持参 : 上記4. (5) 3) に示す提出場所まで書面を持ち込む
- ・電子メール : ktr-nikkokeyaku@gxb.mlit.go.jp へ質問内容を送付する

②質問受付期間

令和8年4月24日（金）から令和8年5月18日（月）までとし、持参の場合は土曜日、日曜日を除く毎日9時00分から17時00分までとする。

③提出場所

上記4. (5) 3) に同じ。

- 6) 質問の回答は、令和8年5月20日（水）までに、日光砂防事務所公式ウェブサイトにて行う。

URL: <https://www.ktr.mlit.go.jp/nikko/>

- 7) 複数の区分に申請を行いたい場合は、その区分毎に申請書を作成し提出すること。

5. 評価に関する事項

(1) 協定締結者の決定方法

提出された申請書により3. に掲げる資格要件を満たすものを確認し、資格を有するものと締結する。ただし、申請者が協定締結業者予定数を大きく上回る場合は、資料について評価を行い、得られた点数の優劣に基づき決定する。

(2) 評価の方法

別表-1に3. に記した資格要件を一覧表で示した。区分毎に関連する評価項目についてそれぞれ評価を行い、評価点を算出する。

なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計は100点とする。

※分野毎に他社と比較して評価点数が劣る場合には、協定締結者として選定しないことがある。

6. 協定締結について

(1) 締結通知

「日光砂防事務所の災害時等応急対策業務（測量、地質調査、観測・監視・解析・応急対策検討・設計、調査・点検、用地測量・調査等）に関する協定」の締結について、令和8年6月5日（金）～令和8年6月9日（火）の期間に通知する。

(2) 協定締結

協定締結時には、協定書（案）（別紙-2）及び連絡体制様式（案）（別紙-3）を取り交わす予定としている。

別添

【地理的条件の場合の添付資料（測量の場合）】

参加表明者（企業）の経験及び能力における地域性について、下記測量法に基づく測量業者としての登録通知の写し、測量業者登録申請書の写し（最新のもの）を添付すること。
登録通知（地方整備局長印があるもの。）

(案)

国関整建二産登 第 号

平成 年 月 日

別紙申請者あて

関東地方整備局長

測量法に基づく測量業者としての
登録について（通知）

貴殿の申請に係る標記については、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定により、下記のとおり登録したので、同条第2項の規定により通知する。

記

登録年月日 平成 年 月 日
登録番号 登録第（ ） - 号

第一面

(別表第十一(第十二条関係))

(用紙の寸法は、日本工業規格A4とする。)



[] 都・道・府・県

測量業者登録申請書 (第一面)

×登録番号	登録第	号	×登録年月日	平成	年	月	日	登録	
測量法第55条2の規定により測量業者としての登録の申請をします。 平成 年 月 日 申請者 印 殿									
申請の区分			新規登録	更新登録					
ふりがな 商号又は名称									
資本金又は出資の額									
役員〔業務を執行する社員、取締役、〕の氏名及び役名			申請時 の登録	登録第					号
ふりがな 氏名		役名		平成 年 月 日登録					
				収入印紙					
				(消印してはならない)					

記載要領

- 1 ×印欄は記載しないこと。
- 2 申請の区分欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 3 資本金又は出資の額、役員の名及び役名の欄は、法人の場合にのみ記載すること。

注1：測量業者登録申請書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

別表第十一（第十二条関係）別紙

別表第十一（第十二条関係）

（用紙の寸法は、日本工業規格A4とする。）

別紙

主として請け負う測量の種類		
1. 三角測量	5. 空中写真撮影	
2. 多角測量	6. 空中写真図化	
3. 水準測量	7. 地図の調製	
4. 地形測量及び平面測量	8. その他の測量	
(空中写真によるものを除く。)		
営業所		測量業以外に行っている営業又は事業種類
名称	所在地	
(主たる営業所)		
(その他の営業所)		
計	箇所	

記載要領

- 1 主として請け負う測量の種類欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 営業所欄は、本店又は支店若しくは常時測量の請負契約を締結する事務所を記載すること。

注1：測量業者登録申請書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

添付書類（ト）誓約書の部分

(別表第十二(第十四条関係))

(用紙の寸法は、日本工業規格A4とする。)

添付書類(ト)(法第55条の3第6号)

誓 約 書

測量法第55条の13に規定する要件を下記のとおり備えていることを誓約します。

平成 年 月 日

登録申請者 印

殿

記

(1) 法第55条の13第1項の営業所

営業所名	測量士の氏名	測量士の登録番号	測量士の登録年月日

(2) 法第55条の13第2項の営業所

営業所名	測量業者の氏名(測量業者が法人である場合においては、測量士である役員の氏名及び役名)	測量士の登録番号	測量士の登録年月日

注1：測量業者登録申請書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

【地理的条件の場合の添付資料（地質調査業務の場合）】

参加表明者（企業）の経験及び能力における地域性について、地質調査業務登録をしている者は、地質業者登録規定に基づく下記書類の写し（最新のものを）を添付すること。

様式第18号イ。受付印があるもの

様式第18号（第7条関係）				（用紙A4）							
地質調査業者現況報告書											
地質調査業者登録規程第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。											
平成 年 月 日											
報告者											
殿											
イ											
登録番号	資 一	登 録 年 月 日	平 成 年 月 日	当 初 登 録 年 月 日	平 成 年 月 日						
（ふりがな） 商号又は名称				資本金額	千円						
				創 業 年 月 日	年 月 日						
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名				営 業 所							
（ふりがな） 氏 名	役 職 名	名 称	（郵便 番号）	所 在 地		（電話 番号）					
（主たる営業所）											
（その他の営業所）											
役員その他企業役員との兼務状況											
他にしている営業又は事業の種類											
記載要領				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">電 話 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取 扱 責 任 者 所 属 氏 名</td> <td></td> </tr> </table>				電 話 番 号		取 扱 責 任 者 所 属 氏 名	
電 話 番 号											
取 扱 責 任 者 所 属 氏 名											
1 「資本金額」の欄は、法人である場合に記載すること。											
2 「役員の名及び役職名」の欄は、個人の場合は本人及び支配人について記載すること。											
3 「営業所」の欄は、本店又は常時地質調査に関する契約を締結する支店若しくは事務所を記載すること。											
4 「役員その他企業役員との兼務状況」の欄は、当該役員が他企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記載すること。											

注1：地質調査業者現況報告書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

様式第18号ホ

(様式第18号(第7条関係))

(用紙A4)

ホ

技術管理者						
所属営業所の 名称	(ふりがな) 氏 名	生年月日	資格等の名称 (登録又は取得年月日)	最終学校名 学 科 名 (卒業年月)	実務経験 年 数	区分
					満 年 月	イ ロ ハ
現場管理者						
所属営業所の 名称	(ふりがな) 氏 名	生年月日	資格等の名称 (登録又は取得年月日)	最終学校名 学 科 名 (卒業年月)	実務経験 年 数	区分
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ

記載要領

- 1 「資格等の名称」の欄は、技術士、土木施工管理技術士等を記載することとし、技術士である場合には、技術士登録の技術部門及び技術士第二次試験の選択科目を記載すること。
- 2 「実務経験年数」の欄は、地質調査に関する実務の経験年数を記載すること。
- 3 技術管理者の「区分」の欄は、規程第3条第1号イに該当する者についてはイ、同号ロに該当する者についてはロ、同号ハに該当する者についてはハを○で囲むこと。
- 4 現場管理者の「区分」の欄は、規程第3条第2号イに該当する者についてはイ、同号ロに該当する者についてはロを○で囲むこと。

注1：地質調査業者現況報告書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

日光砂防事務所の災害時等応急対策業務（測量、地質調査、観測・監視・解析・応急対策検討・設計、調査・点検、用地測量・調査等）に関する協定 評価表

協定の締結区分【業務内容】		評価項目	評価の着眼点	評価基準	配点	
区分(1)	測量（地上）関係 【基準点測量、地形測量（UAV・空中写真測量、航空レーザ測量を除く）、三次元点群測量（UAV・空中写真点群測量を除く）、応用測量（用地測量を除く）等】	協定参加資格確認申請書の提出者に対する要件	業務実績に関する要件 平成28年度から公示日までに完了した業務実績の有無について評価する。（様式-2）	① 国、都道府県が発注した砂防事業関連の業務で下記による。 区分(1) ①基準点測量、地形測量(UAV・空中写真測量、航空レーザ測量を除く)、三次元点群測量(UAV・空中写真点群測量を除く)のいずれかに関する業務 区分(2) ①UAV写真測量、空中写真測量または航空レーザ測量に伴う写真撮影 ②画像収集(UAV等による動画撮影、空中写真もしくは航空レーザ測量に伴う写真撮影) ③人工衛星による観測（光学・合成開口レーダ） ④画像加工及び解析 上記のいずれかに関する業務 区分(3) 機械ボーリングを含む地質調査に関する業務 区分(4) ①土砂災害防止に関する応急対策検討・設計 ②土石流または融雪泥流の氾濫シミュレーション ③土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・観測・解析 ④土石流、河道閉塞または融雪泥流の監視 ⑤警戒避難支援計画検討 上記のいずれかに関する業務 区分(5) ①土砂災害発生箇所の被害状況調査 ②砂防施設の点検 上記のいずれかに関する業務 区分(6) ①物件調査に伴う用地測量に関する業務	数値化しない	-
区分(2)	測量（空中写真・航空レーザ）関係 【UAV・空中写真・航空レーザ等測量、画像収集（UAV等による動画撮影、空中写真もしくは航空レーザ測量に伴う写真撮影）、人工衛星による観測（光学・合成開口レーダ）、画像加工及び解析等】					
区分(3)	地質調査関係 【機械ボーリング、標準貫入試験、総合解析等】					
区分(4)	観測・監視・解析・応急対策検討・設計関係 【土砂災害防止に関する応急対策検討・設計、土石流及び融雪泥流等の氾濫シミュレーション、土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・観測・解析、土石流・河道閉塞・融雪泥流の監視、警戒避難支援計画検討等】					
区分(5)	調査・点検関係 【土砂災害発生箇所の被害状況調査、砂防施設等の点検等】					
区分(6)	用地測量・調査関係 【用地測量、建物等の調査、国有林野の所管換協議書及び用地買収・砂防指定地申請書に関する資料の作成等】					
地理的要件	本店、支店又は営業所の所在地について評価する。（様式-3）	配置予定担当技術者に対する要件及び評価	技術者資格等に関する要件 技術者資格を評価する。（公示日までに登録が完了している者）（様式-4） ※記載は各区分毎に最大5名までとする。	① ・区分(1)：①測量士 ・区分(2)：①測量士 ・区分(3)：①技術士（総合技術監理部門：選択科目を建設部門-土質及び基礎、又は応用理学部門-地質） ②技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」） ③国土交通省登録技術者資格（施設分野：地質・土質、業務：調査） ④土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級：資格分野を「地盤・基礎」（上記③を除く）） ・区分(4)：①技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） ②技術士（建設部門） ③博士（専門分野：砂防に関する研究） ④国土交通省登録技術者資格（施設分野：砂防、業務：計画・調査・設計） ⑤土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） ・区分(5)：①技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） ②技術士（建設部門） ③国土交通省登録技術者資格（施設分野：砂防設備、業務：点検・診断 施設分野：地すべり防止施設、業務：点検・診断 施設分野：急傾斜地崩壊防止施設、業務：点検・診断） ④土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） ・区分(6)：①「土地調査部門」に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者） ②「土地調査部門」の補償業務管理士 ③「土地調査部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者 ④行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者	数値化しない	-
業務経験に関する要件	平成28年度から公示日までに完了した指定した業務実績の有無について評価する。（様式-4） ※記載は各区分毎、1名毎に1件とする。 ※記載は各区分毎に最大5名までとする。 ※点数は、個々の実績評価点数（最大10点）×件数（最大5名×1件＝5件）として計算する。					
地域精通度	上記業務経験について完了した当該事務所管内での業務実績の有無について評価する。（様式-4） ※評価対象は区分(1)、区分(6)のみとする。 ※記載は区分毎、1名毎に1件とする。 ※記載は区分毎に最大5名までとする。 ※点数は、個々の評価点数（最大10点）×件数（最大5名×1件＝5件）として計算する。	① 日光砂防事務所管内における地形測量(上記 業務経験 区分(1))の業務実績がある。	10点/件/名	最高50点		
専門技術力	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）で、令和3年度以降令和6年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰の実績がある者を評価する。（様式-4） ※評価対象は区分(2)～区分(5)のみとする。 ※記載は区分毎、1名毎に1件とする。 ※記載は区分毎に最大5名までとする。 ※点数は、個々の評価点数（最大10点）×件数（最大5名×1件＝5件）として計算する。				② 関東地方整備局管内における地形測量(上記 業務経験 区分(1))の業務実績がある。	6点/件/名
					③ 上記以外	0点/件/名
評価点 計					100点	

日光砂防事務所の災害時等応急対策業務（測量、地質調査、観測・監視・解析・応急対策検討・設計、調査・点検、用地測量・調査等）に関する協定（案）

国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所長 竹歳 健治（以下「甲」という）と、〇〇〇 〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条 この協定は、国土交通省令等に基づき災害対応の指示があった場合、もしくは甲の直轄砂防区域において発生した災害（直轄砂防区域外（他の直轄事務所、地方自治体の管理区間）において発生した災害であって、「関東地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である関東地方整備局長が出動命令を発した場合を含む。以下同じ。）若しくは災害の発生が予測された場合について、「災害時等応急対策業務（測量、地質調査、観測・監視・解析・応急対策検討・設計、調査・点検、用地測量・調査等）（以下、「業務」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定め、もって、災害の拡大防止と被害の早期復旧に帰することを目的とする。

（業務の実施区域）

第２条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域（以下、総称して「実施区域」という。）は、下記の通りとする。

1. 国土交通省令等に基づき災害対応等の指示があった場合の甲が担当する区域。
2. 直轄砂防区域外（他の直轄事務所、地方自治体の管理区間）のうち、「関東地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である関東地方整備局長が出動命令を発した場合の甲が担当する区域。
3. 甲が事業（日光砂防直轄砂防区域）を施行する区域。

（業務の内容）

第３条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における（※）とする。

上記（※）部分には下記に示す区分毎の「業務内容」がそれぞれ入る。

区 分	業務内容	協定締結業者予定数
区分(1)	基準点測量、地形測量（UAV・空中写真測量、航空レーザ測量を除く）、三次元点群測量（UAV・空中写真点群測量を除く）、応用測量（用地測量を除く）等	10社程度
区分(2)	UAV・空中写真・航空レーザ等測量、画像収集（UAV等による動画撮影、空中写真もしくは航空レーザ測量に伴う写真撮影）、人工衛星による観測（光学・合成開口レーダ）、画像加工及び解析等	5社程度
区分(3)	機械ボーリング、標準貫入試験、総合解析等	10社程度
区分(4)	土砂災害防止に関する応急対策検討・設計、土石流及び融雪泥流等の氾濫シミュレーション、土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・観測・解析、土石流・河道閉塞・融雪泥流の監視、警戒避難支援計画検討等	10社程度
区分(5)	土砂災害発生箇所の被害状況調査、砂防施設等の点検等	10社程度
区分(6)	用地測量、建物等の調査、国有林野の所管換協議書及び用地買収・砂防指定地申請書に関する資料の作成等	10社程度

(技術者)

第4条 乙は、甲に対し、本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認申請書」に掲載した技術者について、やむを得ない事情により変更が生じた場合は、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

2. 乙は、本協定期間内においては、毎年6月21日までに、6月22日の技術者の雇用状況(予定)について、書面により甲に報告するものとする。

(業務の要請)

第5条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出動を書面(第1報は電話で可)により要請するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、出動要請の連絡を受けるものに変更が生じた場合、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

(業務の実施)

第6条 乙は、第5条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 業務の直接の指示は、日光砂防事務所所属職員のうち甲が指定する者(以下、「指示者」という。)が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、乙に第5条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(業務の完了)

第8条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第9条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第7条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は、第9条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第7条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第11条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(訓練・研修等への参加)

第12条 乙は、本協定上の業務を円滑に遂行するために必要な訓練・研修等について協力要請があった場合、積極的に参加するものとする。なお、この場合にかかる費用については、乙の負担とする。

(有効期限)

第 13 条 本協定の有効期限は、令和 8 年 6 月 2 2 日から令和 1 1 年 6 月 2 1 日までとする。

2. 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

(その他)

第 14 条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各 1 通保有するものとする。

令和 8 年 6 月 5 日

甲 国土交通省 関東地方整備局

日光砂防事務所長 竹歳 健治

乙 ○○○○ ○○○○

○○○ ○○○○

「日光砂防事務所の災害時等応急対策業務（測量、地質調査、観測・監視・解析・応急対策検討・設計、調査・点検、用地測量・調査等）に関する基本協定」における「連絡を受けるもの」について（案）

協定書（業務の要請）第5条第2項に基づく「連絡を受けるもの」を下記のとおり定めたので報告する。

緊急連絡者

会 社 名			協定の区分
			区 分 ()
連絡順位	氏 名	勤務先住所	連絡先 上段：固定電話（勤務先） 中段：携帯電話 下段：メールアドレス（勤務先）
第1連絡者			固定電話 携帯電話 メールアドレス
第2連絡者			固定電話 携帯電話 メールアドレス
第3連絡者			固定電話 携帯電話 メールアドレス

連絡窓口担当者（平常時の各種連絡窓口となる方についてご記入下さい）

所属部署	氏 名	電話番号・FAX番号	メールアドレス
		電話 FAX	

令和8年 月 日

国土交通省関東地方整備局
日光砂防事務所長
竹歳 健治 殿

住 所
会 社 名
代表者名

※当該個人情報等は協定書に関する事項についてのみ使用し、それ以外については使用いたしません。